

チャレンジショップ出店及び運営規約

南国市商工会

(目的)

第1条 この規約は、チャレンジショップ「なんこく」(以下、「チャレンジショップ」という。)の出店及び運営に関し、出店者(以下「チャレンジャー」という)が遵守すべき必要な事項を定めるものです。

(チャレンジショップの管理・運営)

第2条 チャレンジショップ全体の施設管理・運営は南国市商工会(以下「商工会」という。)が行います。

(定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 定休日 チャレンジショップを完全に閉店する日をいいます。
- (2) 飲食店用スペース チャレンジショップのうち、飲食業のみ行うことが出来るスペースを言います。
- (3) 小売・サービス業用スペース チャレンジショップのうち、小売業又はサービス業のいずれかのみ行うことが出来るスペースをいいます。

(営業時間)

第4条 チャレンジショップの営業時間は、9:00から19:00までの範囲内で定めるとします。ただし、商工会が特に必要と認める場合には、これを変更することができます。

(定休日)

第5条 チャレンジショップの定休日は、チャレンジャーと商工会が協議のうえ定めることとします。

(休業)

第6条 前条に定める定休日の以外の日であって、緊急を要する場合や止むを得ない理由により休業する場合は、必ず事前に商工会に連絡し、その承認を得なければなりません。

(出店期間)

第7条 チャレンジャーは出店日から原則6ヶ月間出店することができます。ただし、商工会の承認により、出店日より最長1年間まで延長することができます。

(チャレンジャーの義務)

第8条 チャレンジャーは、円滑な店舗運営のため、次に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 店舗内の商品・金銭・貴重品等は、チャレンジャーが自己の責任において管理すること
- (2) 感染症防止対策に努めること
- (3) 店舗の清掃及び整理整頓に努めること
- (4) 商工会の承認なく、休業及び営業時間の変更をしないこと
- (5) 営業時間中は、店舗を無人にしないこと
- (6) 営業日の売上額、来客数、及び経費(支出)をまとめた月次報告書を、所定の用紙により、翌月5日までに商工会に報告すること。その際、経営状態について話し合いの場を持つことがあります
- (7) 商工会が実施するイベント・広報・消費者アンケート調査等の活動に積極的に協力すること
- (8) 法令や社会規範を遵守し、公序良俗に反する行為を慎むこと。チャレンジショップ出店者である自覚をもって行動すること

(使用料)

第9条 チャレンジャーは毎月の負担額を飲食店用スペースの場合10,000円、小売・サービス業用スペースの場合5,000円を毎月月末までに当月分として徴収します。また、水道光熱費の毎月の負担額は、飲食店用スペースの場合2,000円、小売・サービス業用スペースの場合は1,000円を毎月月末までに当月分として徴収します。

(店舗設備)

第10条 チャレンジャーは店舗内に特別な設備をし、造作を加えようとする場合は、あらかじめ商工会の承認を得るようにして下さい。

(損傷及び滅失等の届出)

第11条 チャレンジショップの設備又は貸与を受けた用具及び他店の商品等を破損、滅失、汚損した場合は速やかに商工会に報告し、その指示に従って下さい。

(禁止事項)

第12条 店舗内の営業・運営に関して、商工会が認めるものを除き、次に掲げる事項・行為は禁止とします。

- (1) 建物内での喫煙
- (2) チャレンジショップ内での飲酒
- (3) 商工会が指定する場所以外での火気の使用
- (4) 店舗に居住すること
- (5) 顧客や他店が迷惑となる臭気、煙、ホコリの発生、また周囲が不快と感じる照明機器の使用や華美な装飾

- (6) 顧客や他店の迷惑となる大音量での呼び込みや宣伝、BGM
- (7) 宗教活動、政治活動又はこれに類する活動に関係すること
- (8) コンサート、大道芸、講演活動
- (9) 他者への店舗の転貸、チャレンジャーの地位・権利の譲渡
- (10) 公序良俗又は法令等に反する営業活動

(営業内容の変更)

第13条 チャレンジャーは、商工会に承認された営業品目・業態等の営業内容を変更する場合は、速やかに商工会に書面で届出を行い、その承認を得て下さい。

(退店)

第14条 退店する場合は、退店日の2ヶ月前までに商工会に申し出て下さい。

(出店の停止)

第15条 チャレンジャーが本規約を遵守しない場合や商工会に届出・承認された営業品目・業態等は無断で変更するなど、当初の目的から営業形態が著しく相違することを商工会が認めた場合はその時点で出店を停止します。

(原状回復等)

第16条 チャレンジャーは退店するときは、商工会の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に復して商工会に返還して下さい。ただし、第10条の規約に基づき商工会の承認を受けて貸付区画に付加した造作物についても原状に復して下さい。

(注意事項)

第17条 チャレンジャーは店舗営業に当たって次の事項に注意し、心がけて下さい。

- (1) 商品の売買に関するトラブル、チャレンジャー及び来店者の負傷・人身事故等についてはチャレンジャーの自己責任とします。業務の安全性に十分留意にうえ、営業を行って下さい。
- (2) 商品、展示品、備品、貴重品等の破損・盗難・万引き等についてはチャレンジャー各自の責任で対応して下さい。
- (3) 什器、陳列棚、包装資材、領収書等、販売に必要なものはチャレンジャー各自で準備して下さい。
- (4) 既存の照明器具以外のもの、または電源を使用する機材等を持ち込む場合は事前に商工会へご相談下さい。
- (5) 壁面・天井・棚板等に釘・画鋏・粘着テープ等を使用する際は商工会へご相談下さい。
- (6) PR・広報ツールはチャレンジャー自らが用意下さい。その際は事前に原稿内容をお知らせ下さい。なお、店舗の基本情報(出店日・営業時間・住所・電話など)に間違いがないようお願いします。

- (7) 商品・什器等の搬入・搬出の方法については、商工会と事前に協議の上、指示に従って下さい。
- (8) 各出店ブースで発生したゴミ(可燃物・不燃物・ビン・缶・その他)は、チャレンジャーが責任を持って管理し、処分して下さい。
- (9) 持ち込み資産及び商品に対する損害保険・火災保険(家財保険)はチャレンジャー自身で必要に応じて契約するようにして下さい。
- (10) 売上金・つり銭等は店内に不用心に置かずに厳重管理するようにして下さい。
- (11) 出店に必要な各許認可は各自で取得し、出店後は店内に掲示をお願い致します。また許認可書のコピーを商工会に提出してください。
- (12) 他のチャレンジャー、近隣の商業者と共存・共栄を図るため、協力関係を築くよう心がけて下さい。
- (13) 鍵の管理や日々の開店・閉店作業は、チャレンジャーの責任において行して下さい。
- (14) 出店日告知後のチャレンジャー都合によるキャンセルはくれぐれもご遠慮下さい。
- (15) その他、店舗営業に関し不明な点等があれば、必ず商工会の承認を得るよう心がけて下さい。

(その他)

第17条 この規約に定めのない事項で必要な事項は、商工会が設置するチャレンジショップ推進協議会において協議し決定するものとします。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行します。

附則

この規約の一部改正は、令和5年8月1日から適用する。